

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方へ

平成30年
8月から**高額療養費・高額介護合算療養費制度が変わります**

問 住民課 保険年金係 (☎92-7934) または 佐賀県後期高齢者医療広域連合 (☎0952-64-8476)

■ 70歳以上の高額療養費制度の見直しについて

同じ月内に支払った医療費の自己負担額を合算して、自己負担限度額を超えた場合、その超えた金額を支給する制度です。8月診療分から自己負担限度額が変わります。

平成30年7月診療分まで

所得区分	自己負担限度額（月額）	
	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (多数該当 44,400円) ※1
一般	14,000円 (年間 144,000円上限)	57,600円 (多数該当 44,400円) ※1
区分Ⅱ	8,000円	24,600円
区分Ⅰ	8,000円	15,000円

平成30年8月診療分から

所得区分	自己負担限度額（月額）	
	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者	Ⅲ. 課税所得 690万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% (多数該当 140,100円) ※1
	Ⅱ. 課税所得 380万円以上	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% (多数該当 93,000円) ※1
	Ⅰ. 課税所得 145万円以上	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (多数該当 44,400円) ※1
一般	18,000円 (年間 144,000円上限)	57,600円 (多数該当 44,400円) ※1
区分Ⅱ	8,000円	24,600円
区分Ⅰ	8,000円	15,000円

※1 ()内の金額は、多数該当（過去12か月に3回以上高額療養費（世帯単位）の支給を受け、4回目の支給に該当）の場合に適用します。

■ 70歳以上の高額介護合算療養費制度の見直しについて

同一世帯の被保険者で、医療保険と介護保険の自己負担額を年間で合算し、算定基準額を超えた場合、その超えた金額を支給する制度です。8月診療分から算定基準額が変わります。

平成30年7月診療分まで

所得区分	算定基準額 (後期高齢者医療制度 又は 国民健康保険制度 + 介護保険)
現役並み所得者	670,000円
一般	560,000円
区分Ⅱ	310,000円
区分Ⅰ	190,000円

平成30年8月診療分から

所得区分	算定基準額 (後期高齢者医療制度 又は 国民健康保険制度 + 介護保険)	
現役並み所得者	Ⅲ. 課税所得 690万円以上	2,120,000円
	Ⅱ. 課税所得 380万円以上	1,410,000円
	Ⅰ. 課税所得 145万円以上	670,000円
一般	560,000円	
区分Ⅱ	310,000円	
区分Ⅰ	190,000円	

① 対象の所得区分は世帯の所得状況で決まります。住民課 保険年金係 (☎92-7934) へお問い合わせください。

後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します

後期高齢者医療制度は、75歳以上（障害認定を受けている方は65歳以上）の方が対象です。平成30年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。

保険料の支払い方法は、・特別徴収（年金からの納付）

・普通徴収（口座振替又は納付書での納付）となります。

納付書での納付をされる方は、同封している納付書で納めてください。

後期高齢者医療被保険者証更新のお知らせ

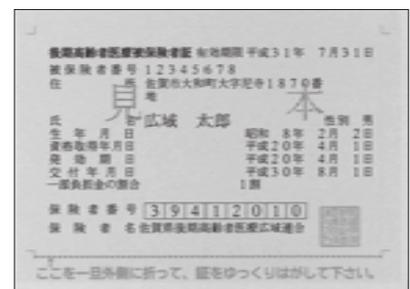
(橙色)

今お持ちの被保険者証（草色）の有効期限は、平成30年7月31日までとなっています。新しい被保険者証（橙色）は、7月中に簡易書留で郵送しますので、8月以降ご使用ください。

なお、今お持ちの被保険者証（草色）は、7月31日までご使用いただき、その後は裁断等をして確実に廃棄していただくか、住民課に返還してください。

【お願い】

新しい被保険者証（橙色）が届きましたら、**住所・氏名・性別・生年月日**の確認をお願いします。もし、記載内容に誤りがある場合は、住民課までご連絡ください。



後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証更新のお知らせ

今お持ちの後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は、平成30年7月31日までとなっています。新しい認定証は、継続対象の方のみ7月中に被保険者証と一緒に郵送します。

なお、**認定証の更新手続は必要ありません。**



問 住民課 保険年金係 (☎92-7934) または 佐賀県後期高齢者医療広域連合 (☎0952-64-8476)

相続手続 **遺言** **無料相談会も実施中!!**

不動産名義変更には何が必要なの? 遺産分割で採めない方法は?

遺言書はどう作るの? 相続放棄 親の借金を相続したくない!

司法書士法人
州都綜合法務事務所
SHUTO JUDICIAL SCRIVENER OFFICE

主たる事務所 佐賀県鳥栖市秋葉町3-18-6 鳥栖市 相統 州都 検索

佐賀県司法書士会 佐賀・鳥栖オフィス代表社員 原弘安 ▲詳しくはホームページをご覧ください

佐賀・鳥栖 **0120-790-481** 佐賀県鳥栖市秋葉町3丁目18番地6 TEL: 0942-83-0044 FAX: 0942-83-0054
オフィス 平日 8:30~17:30 平日17:30以降、土日でも対応可能です(要予約) 駐車場あり

有料
広告



経験豊富な
司法書士が相談対応!!

国民健康保険被保険者証の更新のお知らせ

国民健康保険被保険者証の有効期限（りんどう色）は、平成30年7月31日までとなっています。新しい被保険者証（桃色）は7月中旬に簡易書留で発送しますので、8月以降ご使用ください。

▽70〜74歳の方へ

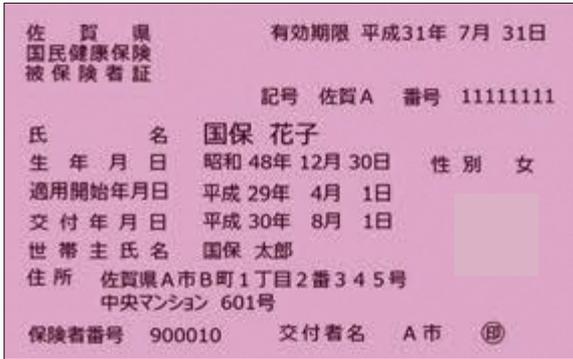
70〜74歳の方は、8月以降に高齢受給者証と被保険者証が一体化となります。これまで医療機関の窓口では、被保険者証と高齢受給者証の2枚を提示していたのですが、8月からは被保険者証兼高齢受給者証（1枚）を提示していただくようになりしますのでご注意ください。

※問合せ先

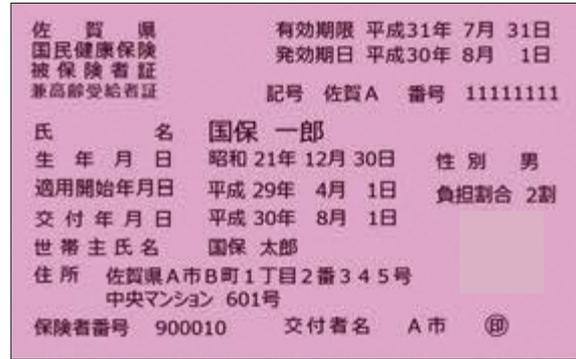
住民課 保険年金係
☎92-7934

国民健康保険被保険者証（桃色）

一般（70歳未満の方）



高齢受給者証兼用（70〜74歳の方）



※平成30年度の国保制度改正に伴い、被保険者証の様式が変更になっています。

7月は国民年金保険料免除申請等の受付・更新時期です

国民年金に加入している方は毎月の保険料を納付していただく必要があります。しかし、所得が少ないなど、保険料を納付することが経済的に難しいときは、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」を利用してください。（学生の場合は、「学生納付特例制度」を利用してください。）

▽免除（全額・一部）申請とは

本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業等の事由がある場合に、保険料が全額免除又は一部免除となります。

▽納付猶予申請とは

50歳未満の方で、本人・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

▽学生納付特例申請とは

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

免除・納付猶予申請の承認期間は、7月から翌年6月までです。このため、免除等（学生納

付特例申請を除く）の承認を受けている方は6月で免除期間が終了します。引き続き免除を希望される場合は、できる限り7月中旬に申請をお願いします。申請手続きが遅れると、不慮の事態が生じたときに、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

①前年に保険料の全額免除又は納付猶予が承認され、翌年度以降も継続申請を希望されている方

全額免除申請は、本人・配偶者・世帯主、納付猶予申請は、本人・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下であることが承認されるための要件です。（所得の確認ができない場合、所得の申立書を提出することで申請が可能になることもあります。）

万円を超える場合、所得の申告が必要になります。継続申請を希望されていた方で、審査の結果が却下の場合、全額免除や納付猶予を受

けることはできませんが、4分の3や半額免除などに該当する場合がありますので、その場合は再度申請をしてください。

②新規で免除申請をされる方、前年の申請で全額免除・納付猶予の継続申請を希望されなかった方や承認されなかった方

①の方と同様に、それぞれの方の所得の申告が必要な場合があります。なお、退職（失業）した方が申請を行う場合は、雇用保険受給資格者証・雇用保険被保険者離職票等の写しを添付してください。

※免除申請等は、原則、申請日の2年1か月前までさかのぼってできます。過去の未納期間で免除申請をされる場合はお問い合わせください。

※問合せ先

佐賀年金事務所
☎0952-3114191

住民課 保険年金係
☎92-7934